

入院患者預り金管理及び日用品購入業務等

医療外代行業務についての約定書

万成病院管理者 小林建太郎（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、入院患者_____（以下「入院患者」という。）の入院期間中下記の事項を約定する。

1. 乙は、入院患者の入院生活に必要な金銭の取扱い及び物品等の購入について甲に次の業務を委託する。
 - (1) 入院生活に必要な金銭の出納・通帳管理（入金、保管、出金）
 - (2) 日用品、おやつ、その他の物品等の購入
2. 甲は、上記1の業務を次の通り行う。ただし、入院患者の金銭等の管理は自己管理が原則であるので、病状等から自己管理が困難な者に代わって病院側が管理するものであり、これからの者に対しても金銭等の管理方法を指導し自己管理させるよう努める。
 - (1) 入院患者、家族等から文書で依頼のあった金銭（以下「預り金」という。）について適正に出納管理を行う。
 - (2) 入院患者以外から金銭の預りについて依頼があったときは、その都度その内容を入院患者に文書で通知する。
 - (3) 預り金の出納管理については、あらかじめ、取扱者を定め、乙及び入院患者に文書により通知する。
 - (4) 預り金の出納管理は、入院患者ごとに個人台帳を作成して行う。
 - (5) 預り金の収支状況については、毎月1回、定期的に入院患者に提示説明をする。
 - (6) 預り金は、決済用預金のため、利息は発生しない。
 - (7) 乙から請求があった場合には、直ちに預り金の収支状況について提示説明する。
 - (8) 預り金の支出及び物品の購入は、入院患者から文書による依頼がない限り行わない。
 - (9) 預り金の支出又は物品の購入をするときは、当該依頼書、領収書等支出又は物品の購入を明らかにする書類等を整理保管する。
 - (10) 入院患者が文書により預り金の全部又は一部の引渡しを希望した場合には、当該金額を預り金の中から引き渡す。

3. 乙は、上記1の業務に関する費用として人件費や諸経費等を基に算出した日額（預り金管理料50円及び日用品購入業務委託料100円）を翌月末日迄にあるいは、退院日に病院管理者に支払う。ただし、1の(1)又は(2)のみを委託する場合には、それぞれ預り金管理料又は日用品購入業務委託料のみを支払うものとする。
 - (1) 日用品購入業務委託料は、業務委託が発生または完了した当日17時を締めとし、17時以降の業務委託は翌日の取り扱いとする。
 - (2) 預り金管理料は退院日前日まで支払うものとする。
4. 乙は、自己管理が出来るようになった時点で、希望により甲・乙の話し合いで本約定を解除することが出来る。なお、預り金管理料は解除の申請があった日まで支払うものとする。
5. 甲は、上記4の解除の申請があった場合には、直ちに乙に預り金及びその出納管理を明らかにする書類等を引き渡すものとする。
6. 入院患者は、上記5の引渡しが行われた後は、自己の責任の下に金銭等の管理を行う。
7. 甲は、預り金について事故等が生じた場合には、その責任を負う。
8. 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙の本契約に基づく一切の債務につき乙と連帯して支払いの責任を負担する。
9. 本契約を証するため必要部数を作成し、当事者署名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 病院管理者

住所 岡山市北区谷万成1-6-5

氏名 万成病院 院長 小林 建太郎 ⑩

乙 入院患者 家族等（いずれかに○）

住所

氏名 ⑩

丙 連帯保証人

住所

氏名 ⑩